

令和4年12月6日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都中小建設業協会
会 長 渡邊 裕之

令和5年度東京都予算等に対する要望書

令和5年度東京都予算等に対する要望書

一般社団法人東京都中小建設業協会

【要望事項】

1. 公共事業費の確保と予算の執行について

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、更には新型コロナウイルス感染症対策に多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、東京都の更なる都市基盤整備のためには公共事業費の確保は欠かせません。

また、中小建設業界においても新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き新規受注が減退しており、競争激化が進んでおります。投資的経費の確保と混合入札の是正を要望いたします。

東京都の公共投資は大型施設のみではありません。都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕についても十分に予算を確保していただきたい。さらには、これらの公共事業費に対する予算について、高い執行率において消化していただきたい。

2. 高騰する建設資材価格等への対応について

世界的なコロナウイルス蔓延やウクライナ情勢によって、あらゆる建設資材や燃料が高騰しております。東京都発注工事におかれましては、契約書第24条スライド条項を適用いただいておりますが、一律に条項の適用がなされていない事例も見受けられます。

令和4年4月14日付の「スライド条項の運用について」では、スライド額の算出について「残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します」とありますが、内訳書にある一式金額や見積徴収による金額などについて適切な計算がなされているか疑問があります。スライド額について、正しい計算を導くための「スライド条項運用に関する金額算出の細則」を設け、関連部署への周知徹底を要望いたします。

東京都の運用方針は都内区市町村へ強い影響力を持っており、各区市町村の不正確な運用を防止する観点からも細則を設けることは重要であると考えます。

更に、東京都単価と市場の実勢価格の乖離を解消するため、歩掛の計算方法などを財務局と業界団体で検討するPTを発足していただきたい。

また、スライド条項の適用における手続きは受発注者双方にとって非常に煩雑であり、適用に至らない事例もあるため、必要としている全ての工事において適切な時期に利用できるよう、柔軟な運用をしていただきたい。

3. 働き方改革の推進について

建設業の働き方改革の推進においては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。今後の建設業発展のために、更なる働き方改革の推進は必須であり、週休 2 日制実現は急務です。しかしながら、近年の週休 2 日制に向けた取組状況から真に 2024 年に実現することは非常に困難であると考えます。

私共建設業界は、5 年間の猶予期間を設けていただき様々な対応をしておりますが、労務費の引上げ、長時間労働是正に向けた発注時期の平準化や適切な工期設定、工事書類の削減・簡素化など依然として課題は山積しております。

年々人材不足が加速している建設業界において、将来の人材確保・育成は深刻な課題であり、週休 2 日制を始めとした働き方改革の推進の必要性は理解しておりますが、環境が整わないまま無理に推し進めることで、現在働いている人材の離職につながると危惧しております。

猶予期間の設定についても一律に定めることなく、業界の実情に合わせた働き方改革の推進に、より一層のご協力を要望いたします。

4. 災害対策の推進について

当会では、東京都知事との災害協定の他、23 区と唯一の建設業団体として「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定」を締結しております。しかしながら、現在の体制で有事の際に機能しうるのかという危機感を持っております。

近年の災害復旧対応の実例では、重機等を近隣に保有していたために迅速かつ適切な対応が行われたことが証明されていますが、中小企業に関わらず都内建設業者の多くは重機を自社保有していない、もしくは保有していても置場等が都外など遠方にあり、災害時に有効に使用できるとは考えにくい現状があります。

これらの問題を解消するべく、都内建設業者が重機を近隣に保有することができるよう以下の施策の実施とそれに伴う予算確保を要望いたします。

- (1) 資機材置場の固定資産税優遇
- (2) 災害対策用重機類置場として都道等の高架下他、都有地の提供および「災害時優先使用重機置場」等の看板設置
- (3) 重機購入にあたっての助成金等の優遇措置

尚、これらの施策は東京都と災害協定を締結している業界団体のみを対象としていただきたい。

5. 若手人材の確保・育成について

建設業の就業者は他産業と比べ高齢化が著しく、今後の大量離職が憂慮されていることは周知の事実であり、若手人材の確保・育成は急務です。

東京都におかれましても、昨年「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を開始されるなど、若手人材の入職促進にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。今後とも中小建設業人材確保に引き続きのご支援と予算確保をお願いいたします。

また、近年の技術者育成モデル JV 工事は、中小企業にとって若手技術者の育成のための大変貴重な機会であります。しかしながら、入札参加条件の第一順位企業は大企業のみ限定されているため、該当業種 A 格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加を要望いたします。

A 格付の中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデル JV 工事」対象工事の規模以上の工事案件に単体及び第一順位企業として参加しています。

また、優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ない技術力を所有しており、共同企業体工事の目的である「中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ること」が可能であると考えます。

6. 建設業における脱炭素・資源循環の取り組みについて

(1) 太陽光パネルの補助金について

カーボンハーフ、脱炭素の取り組みとして、延床面積 2000 m²以上の大規模新築建築物に関して、再生可能エネルギー発電設備の設置を義務付ける方針と伺っていますが、この方針では一部大手企業に限定されることとなります。

中小建設企業がカーボンハーフや脱炭素に向けた積極的な取り組みを行うため、義務付けとはせず、顧客及び事業者側双方への適切な補助金制度による後押しをいただけるよう要望いたします。

(2) 再生骨材コンクリートの利用促進について

再生砕石が都内で滞留しており、コンクリート塊の中間処理施設の受入制限による進捗の遅れや平均処理単価の上昇（約 10%増）による原価の高騰が今後も続くと想定されています。

速やかにコンクリート塊の処理が進むよう、再生砕石のみならず再生骨材コンクリートの積極的な利用の推進を要望いたします。

以上